

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 PALAGAWONG NAAYUTTHAYA Suthinee

論 文 題 目

The Interface between Design Patents and Copyright:
Toward Reforming Industrial Design Protection in
Thailand

(意匠特許と著作権のインターフェース:タイにおける意匠保護の改革
に向けて)

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院法学研究科教授 鈴木 将文

名古屋大学大学院法学研究科教授 COLOMBO

Giorgio Fabio

名古屋大学大学院法学研究科教授 西井 志織

論文審査の結果の要旨

I. 本論文の概要

1 本論文は、タイの工業デザイン（論文題目の和訳では「意匠」の語が使われているが、本報告書では、"industrial design"及び"design"を区別するため、それらに対応する語として、原則、「工業デザイン」及び「デザイン」を用いる。）の保護に係る制度について、特に著作権制度と工業デザイン保護制度との関係に着目しつつ、EU、英国及び米国の制度との比較検討を踏まえ、問題点を分析し、改善策を提言するものである。

2 以下、論文の概要を、章立てに沿って紹介する。

(1) 第1章は、序章として、本論文の問題意識と検討対象を、以下のように提示する。

現代の経済活動において、工業デザインは商品に付加価値を付けるために益々重要な役割を果たすようになってきていること、また、工業デザインの開発に関しては、先進国と途上国の間の格差が比較的小さいことから、タイを含む途上国にとって、工業デザイン保護は、知的財産制度の中でも特に制度の強化を図るべき課題である。

また、工業デザインは、美的創作物として、著作権の保護対象となり得るとともに、他方、工業製品に利用されることから、経済的活動に適した保護制度として工業デザイン保護制度が設けられており、結果として、著作権制度と工業デザイン保護制度の関係をどう規律するかが、国際的にも大きな問題となってきた（以下、両制度による重複的保護を「重疊的保護」という。）。

タイにおいては、工業デザインに対し、デザイン特許制度による保護と、著作権制度の下での応用美術に対する保護が、原則として重疊的に適用されることになっており、それらの制度間の調整が十分に考慮されておらず、結果として、保護が過剰となっている面と、不十分となっている面が認められる。具体的には、機能的なデザインの保護は競争に悪影響を与える可能性があるにもかかわらず、機能的なデザインは著作権とデザイン特許の双方の保護を受ける可能性があり、また、機能的なデザインが、応用美術として 25 年間の保護を受ける一方、機能的でないデザインが、デザイン特許制度により 10 年間の保護を受けるにとどまるといった問題がある。そこで、本論文は、デザイン保護制度と著作権制度の関係に焦点を当てつつ、EU、英国及び米国の制度の分析を通じて、タイの制度の問題点を究明し、制度見直しの具体的な提案を行う。なお、タイにおける工業デザイン保護の制度のあり方については、問題の重要性にも関わらず、従来、本格的な研究が極めて少ないことから、本論文がこの問題に取り組むことは、大きな意義を持つ。

(2) 第2章は、総論として、工業デザイン概念、関連する国際条約の規律、保護の目的、重疊的保護について概観する。具体的には、以下のとおりである。

まず、工業デザインとは、一般的には、商品に業として利用されるデザインであって、機能的かつ美的な特徴を有するものを意味する。また、WIPO（世界知的所有権機関）は、商品の装飾的な側面から成り、商品の形態のような三次元的な特徴と、パターン、線、色等の二次元的な特徴のいずれもが含まれると定義している。

論文審査の結果の要旨

条約との関係については、まず、産業財産権に係るパリ条約では、1958年のリスボン改正によって導入された第5条の5が、加盟国に工業デザインの保護を義務付けている。その他、優先権（第4条）や不実施による保護の否定の禁止（第5条B）などの規定があるが、具体的な保護の要件や保護の内容に関する定めはない。他方、著作権に係るベルヌ条約では、1908年ベルリン改正で、応用美術の保護についての規定（第2条(7)）が導入された。しかし、応用美術と工業デザインの保護の具体的な条件については、加盟国の裁量に委ねることとされている。また、応用美術は、一般の著作物と異なり、25年間の保護で足りる旨も定められている（第7条(4)）。知的財産制度に関する多国間条約として最も包括的なTRIPS協定は、工業デザインの保護を義務付けるとともに、創作性、及び新規性又は独創性を保護要件とすること、保護期間を最低10年とすること等を定めている（第25条以下）。しかし、同協定も、工業デザイン保護制度と著作権制度との関係については、特段の規律を設けていない。その他、関係する多国間条約として、ハーグ協定やロカルノ協定があるが、それらは権利付与手続や国際分類に関する条約である。

次に、工業デザインの保護の目的ないし根拠については、経済的意義と非経済的な意義を挙げることができる。経済面では、デザインによる付加価値が商品の魅力を増すことから、デザイン開発の促進が経済活動の活性化につながる効果を期待できる。ただし、過剰な保護によって競争が阻害される恐れに留意する必要がある。また、非経済面では、デザインの創出が、創作的活動の側面も持ち、文化を豊かにすることや、社会の多様化にも資することなどを指摘することができる。

（3）第3章は、EU、英国及び米国における、工業デザインの保護に関連する制度の動向について、以下のとおり分析する。

第一に、EUについては、まず、工業デザイン保護を目的とする独自の制度として、域内共通の制度と、加盟国ごとの国内制度が共存することが大きな特徴である。前者についてはEU規則が制定されており、また、後者についてはEU指令により国内制度の調和が図られている。他方、著作権については、複数の指令により、国内制度の調和がある程度図られているが、域内共通の制度はまだ成立していない。その結果、重疊的保護に関しては、加盟国によって異なる扱いがなされてきた。ただし、EU司法裁判所の判決が集積することにより、重疊的保護を広く認める方向で調和がなされつつある。特に、2011年のFlos事件判決は、デザイン指令第17条（工業デザインの権利が認められるデザインについて、著作権でも保護されるべきこと、ただし保護の具体的な要件や程度については、加盟国が決めることができる旨を定めている。）について、重疊的保護を否定したり、工業デザインに係る著作権について特に短期の保護期間を設けたりすることは許されない旨を述べ、加盟国の制度に大きな影響を与えることとなった。例えば、ドイツでは、従前は、デザインの著作権による保護につき、通常の著作物よりも高度な創作性要件（美的特徴の要件）を設けていたところ、EU司法裁判所の判断を踏まえて、そのような差別的要件を設けることは許されない旨を最高裁判所が述べ、結果として、重疊的保護を広く認める運用に移行した。また、後述するように、英国も、上記判決を受けて、デザインに係る著作権保護についての

論文審査の結果の要旨

制度を改正している。その後、EU 司法裁判所は、2019 年の Cofemel 事件において、デザインに関する著作権の保護について、著作物一般についての創造性（独創性）要件を超えた特別の要件を設定することは許されない旨を明言している。現在の EU 加盟国の著作権制度では、なお、異なるアプローチが混在しているものの、全体として、重疊的保護を緩やかに認め、デザイン保護を強化する方向で推移しているといえる。

第二に、英国に関しては、知的財産制度につき長い歴史を持ち、その過程で、工業デザインの保護の制度も変遷してきている。すでに 18 世紀前半には、繊維産業の求めに応じて模様をついたキャラコ（平織り綿布）の輸入を規制する法や、彫り込みデザインを保護する法などが導入されるとともに、著作権制度の嚆矢となる制度も導入され、以後、デザイン保護と著作権保護がともに強化されるとともに、それら相互間の関係について様々な規律が設けられてきた。そのような中、1988 年の著作権・デザイン・特許法（CDPA）は、保護期間 25 年の登録デザイン保護制度、三次元のデザインのみを対象として 10 年間保護する非登録デザイン保護制度を設けるとともに、美術的デザインについて著作権保護を認めた。ただし、著作権保護と非登録デザインの権利による保護は、重疊的には認められず、また、美術的デザインについての著作権の保護は、一定数量以上、業として生産される物への利用（50 以上の物品における複製）については、通常の著作権よりも短い 25 年間に限るという制限が設けられた。しかし、EU 司法裁判所の Flos 事件判決を受けて、著作権保護に係る上記の制限は撤廃され、デザインに係る著作権保護も、一律、（創作時から著作者の生存期間に加え）70 年間と改められた。なお、Brexit の結果、英国では、EU の共通制度によるデザイン保護は認められないこととなった。

第三に、米国については、デザインを特許制度の中で保護してきたことが大きな特徴である。初期には、デザイン特許と著作権の保護の重複は問題とならなかったが、次第に問題として意識されるようになった。現在の制度の下では、まず、特許の保護対象となるデザインは、「製造される物品のための新規で、独創的かつ装飾的なデザイン」と規定されており、その解釈が議論されてきている。また、著作権法 101 条は、実用品のデザインについて、「当該物品の実用面と別個に識別することができ、かつ、独立して存在しうる絵画、図形または彫刻の特徴を有する場合にのみ、その限度において絵画、図形または彫刻の著作物として扱われる」と定めており、その条件の解釈が議論されてきている。重疊的保護に関しては、1954 年の連邦最高裁判決（Mazer v. Stein）以来、特許による保護の対象となることを理由として著作権保護を否定されることはないという考え方が採用されている。そして、工業デザインは、実用的な物品に利用されるものでも、その美術的特徴が、物品の実用的側面と分離して認識可能であり、かつ、独立して存在可能であれば、その特徴部分が著作権の保護対象となるという、分離可能性テストが採用されている。2017 年には、チアリーダーのユニフォームのデザインが著作権保護の対象となるか否かが争われた事件において、連邦最高裁は、上記テストを確認しつつ、これを緩やかに適用し、著作物性を肯定している。

（4）第 4 章は、タイの工業デザイン保護に係る制度を概観し、その問題点を分析している。

論文審査の結果の要旨

その内容は、次のとおりである。

まず、タイでは、米国と同様、工業デザインを特許法の下で保護している。タイの特許法は、1913年に制定の準備が開始し、1929年には、「特許・デザイン法案」がとりまとめられた。しかし、現実に法が制定されるまで、さらに長期間を要し、結局1979年に最初の特許法が成立した。その後、1992年と1999年に改正がなされ、今日に至っている。タイ特許法の下では、発明特許（invention patents）、小発明特許（petty patents）及びデザイン特許（design patents）の3種の特許制度が設けられている。

デザイン特許は、新規のデザイン（タイ特許法第3条は、デザインにつき、「線または色の形状又はその組合せであって、産品に特別な外観を与え、産品又は工芸品のパターンを提供することができるものをいう」と定義している。）について、最先の出願をなした者に、10年間の独占的権利を認める。出願については、実体審査が行われる。なお、国際的に広く採用されている、機能に直結したデザインを保護対象からはずす例外措置は、タイの制度上は存在しない。また、EU等で設けられている非登録のデザインの保護制度は、タイには存在しない。

他方、タイの著作権制度において、保護対象となる著作物（法律上は、「芸術的作品」（artistic works））の一種として「応用美術」が定められ、その定義は、「前掲の著作物（著作物のリストに挙げられた、応用美術以外の種類の著作物）のいずれか又はその組合せから成り、当該著作物の特徴の鑑賞以外の実用性、例えば、当該著作物の実用的な使用、物品の装飾、商業的利益の実現を目的とするものをいう」とされている（タイ著作権法第4条(7)）。通常著作物の保護期間は、創作時に開始し、著作者の死亡時から50年間とされるが、応用美術については50年でなく25年に短縮されている。応用美術の定義自体が緩やかであり、裁判所も特段厳格な解釈を適用していないことから、工業デザインは、幅広く応用美術として保護を受けることが可能である。また、機能的デザインを著作権の保護対象から除外する措置は、講じられていない。

以上のような特許制度と著作権制度の下で、重疊的保護に関する特段の規定は、いずれの制度にも設けられていない。そこで、重疊的保護を具体的にどう扱うかは、解釈に委ねられるが、タイの最高裁及び知的財産庁の審判部は、事案ごとの判断をすることとどまり、一貫した解釈指針を示しておらず、結局、この問題についての実務は法的予見可能性を欠く不安定な状態にある。具体的には、以下を指摘できる。

第一に、デザイン特許と著作権の各制度の保護対象が、緩やかに、かつ、不明瞭な用語を使って定義されているために、条文上、重疊的保護が広く可能となっているうえに、裁判所の解釈は、不明確である。例えば、著作物の定義に関し、最高裁は、ドラえもんの絵が付された衣類の海賊版を巡る二つの事件で、一方では、通常著作物（保護期間50年）の侵害を認め、他方の事件では、応用美術の侵害に当たり得るが、25年の保護期間が終了しているとして侵害を否定するという、整合しない判断を示している。

第二に、保護の要件との関係でも、非常に不安的な運用がなされている。例えば、EUや英国等では制度上保護が否定される機能的デザインに関し、タイの最高裁は、複数の事件において、デザイン特許の保護を否定しているところ、その根拠につき、新規性要件を満たさないとするも

論文審査の結果の要旨

の、発明特許の対象とすべきであるから、デザイン特許の対象とならないとするもの、立法の趣旨に照らし保護すべきでないとするものなど、異なる理由が挙げられている。また、特許庁は、特許法におけるデザインの定義上の「特別な外觀」の解釈として、機能的デザインがこれに含まれないという判断を示している。

さらに、タイのデザイン特許制度特有の問題に関し、同制度の利用実態の分析を踏まえると、以下を挙げることができる。すなわち、(i) 保護の開始時期が遅いこと（デザインの創作時から少なくとも出願までは、保護されない）、(ii) 権利取得までに大きな費用と負担を要すること、(iii) 保護期間が短いこと、(iv) 保護対象の不明瞭性、(v) 不適切な保護要件、(vi) 機能的デザインの除外に関する明確な規定の欠如、(vii) 複雑で負担の大きい出願手続きなどである。デザイン特許制度は、20年以上も改正されておらず、以上のような問題に対応するために、制度の見直しが必要である。

また、タイの著作権制度のデザイン保護との関係における問題としては、(i) 創作性要件が実用品のデザインの保護に必ずしも適合しないこと、(ii) デザインの美的特徴が、著作権保護の必要条件とはされていないものの、裁判例は保護の要否の判断に当たり着目されることが多いところ、美的特徴の評価は主観的なものになりがちであること、(iii) 純粋に機能的なデザインが著作権による保護を受けて競争を阻害する問題を惹起する可能性があること、(iv) デザインは、応用美術と認められれば25年間の保護を受けるにとどまるが、純粋美術と認められると、50年という長すぎる保護を受ける可能性があること等を指摘できる。

重疊的保護の選択肢としては、(i) 非重疊的保護（例、米国、かつての英国及びイタリア）、(ii) 部分的な重疊的保護（重疊的保護を抑制する方向で意図的な調整をする制度。英国、かつてのドイツ等）、(iii) 全面的重疊的保護（full cumulation. 各制度の保護要件を満たす限り、特段調整せずに各制度による保護を認める制度。ドイツ等。）、(iv) 統合的重疊的保護（total cumulation. デザイン保護と著作権保護の保護要件を融合させ、いずれかの要件を満たせば、両制度によって保護する制度。例、フランス。）という選択肢がある。タイの現行法の下では、上記の選択肢のうち、(i)を解釈により採用することが可能である。最高裁判決の中には、米国の分離可能性テストと同様の基準を採用して、(i)の非重疊的保護のアプローチをとったものがある（デザイン事件、カートの車輪事件）。また、応用美術について特別の保護を定めている現行法は、その意味では(ii)の部分的保護のアプローチをとっているともいえる。他方、(iii)は、応用美術の特別の制度を設ける現行法になじまず、(iv)の採用のためには、積極的な立法措置が必要と思われることから、これらは解釈で採用することはできないと思われる。

(5) 第5章は、これまでの検討をまとめたうえで、今後のタイにおけるデザイン保護のあり方についての提言を行う。提言の前提として、国際条約との整合を図るべきことを、具体的規律を示しつつ、確認する。そして、次のような具体的提言を行っている。

第一に、重疊的保護に関し、立法上方針を明記すべきである。アプローチとして、部分的重疊的保護と全面的重疊的保護を組み合わせた制度を採用することが、望ましい。他方、統合的重疊

論文審査の結果の要旨

的保護は、タイの現行法における純粋美術と応用美術の区別を放棄することを意味するが、これは、デザインを過度に長期間にわたって保護する結果につながり、不適切である。また、タイには未登録のデザインを保護する特別の制度は存在せず、その空白部分を著作権が補っているという面があること等から、著作権によるデザイン保護も重要な役割を担っており、非重疊的保護は不適切である。さらに、部分的保護に関し、美的特徴を判断基準として、デザインの著作権保護を認める手法は、主観的・恣意的な判断をもたらす恐れが強く、妥当でない。仮に、美的特徴に着目する基準を採用するとしても、例えば、著名な賞を受けているといった、客観的な基準とすることが望ましい。また、米国のような分離可能性テストは、理論的にも実務的にも問題があり、採用すべきではない。例えば、同テストの具体的適用基準は、不明確であり、現に米国でも様々な見解が存在し、定見がない。結論として、著作物（応用美術）と特許対象のデザインのそれぞれの要件を満たせば、両制度による重疊的保護であることを明記する規定を、導入すべきである。なお、保護の例外として、著作権又はデザイン特許の保護期間が切れた後のデザインは、他方の制度の保護を受けられないこと、及び、行政規則が定める数量以上の製品に用いられるデザインは、著作権保護の対象とならないことを、定めることが適切である。

第二に、タイの著作権法における応用美術の定義を、見直すべきである。具体的な案として、「著作物と認め得る美的作品を体現している作品であって、営利性の有無に関わらず実目的に供されるもの」、かつ、「美的創作性を鑑賞できるもの」であり、一方、「専ら又は主として、技術的又は機能的側面によって支配される物を除く」とする定義が考えられる。

第三に、デザイン特許制度に関し、(i) 保護対象の明確化（デザインの定義を、現行規定よりも広くかつ明確なものに改正）、(ii) 専ら又は主として技術的機能に由来するデザインを保護対象から除外する規定を導入する、(iii) 特許の有効性の推定を設けるとともに、審査を簡略化（実体審査を廃止し、また、ハーグ協定に参加する等、出願登録手続きを見直すという改正を提案する。

最後に、工業デザインの適切な保護が、タイのような途上国にとって極めて重要であること、及び、筆者の提案がその実現に資することを強調して、本論文は締めくくられる。

II. 本論文の評価と結論

1 本論文の意義及び特徴

本論文は、工業デザインの保護に関し、筆者の母国であるタイの制度の見直しについて提言することを目的とするものであり、その検討過程において、関連する国際条約や、EU、英国及び米国の制度の歴史的経緯及び近年の動向について詳しく分析している。筆者が述べるとおり、工業デザインの保護は、途上国にとって極めて重要な課題である。すなわち、工業デザインの開発による商品等の高付加価値化は、例えば先端的技術の開発よりも、途上国にとって実現しやすい面があるとともに、途上国の市場におけるデザインの模倣に係る不正商品問題は依然深刻な状況にあること等から、途上国にとって、工業デザインの保護の実現可能性及び効果は大きく、それだ

論文審査の結果の要旨

けに大きな意義を持つ政策課題である。本論文は、そのような課題について、理論的かつ実践的な検討を詳細に行った研究の成果として、高い価値を有するといえる。

以下、本論文の特徴を挙げる。

第一に、筆者の明確な問題意識に立って、関連する国際条約及び関係国の法制度につき、包括的・総合的に、かつ、きめ細かく論じている。すなわち、工業デザイン保護の制度の特徴、及び国際的影響力の両面で、比較する国・地域が適切に選択され、さらに、それぞれについて、歴史的経緯、特徴、問題点等が、多くの参考文献が参照されつつ、詳細かつ手際よく論じられている。また、国際条約の分析も、的確になされている。

第二に、タイの制度についても、詳細かつ包括的に説明がなされている。タイの工業デザイン保護関連制度を英語で精緻に説明する文献は、国際的にもいまだ希少と思われ、その点でも本論文は大きな意義を持つと考えられる。

第三に、本論文の主張は、独自性が認められるとともに、現実的で説得力がある。すなわち、工業デザイン保護を目的とする制度として、米国の例があるものの国際的には少数派と思われるデザイン特許という現行制度を基本的に維持しつつ、米国の運用に安易に従うことはせず、特に英国の制度の優れた点を取り入れて、適切な保護制度のあり方を探求しており、比較法的分析の成果を十分に活用した独創的な検討に基づく、現実性と説得力のある提案の提示を行っている。また、提案の内容として、「応用美術」や「デザイン」のような重要な概念の定義の見直し案を具体的に示す等、本論文の主張は具体的かつ明確である。

以上のように、本論文は、タイを含む途上国にとって重要な社会的・経済的意義を有するテーマに関し、条約及び主要諸国の制度を詳細に調査分析した上で、現実的で説得力ある提言をなしており、理論的にも実践的にも価値の高い研究と評価できる。

そして、総合法政専攻（国際法政コース）の博士（比較法学）の課程博士論文判定基準に照らすと、本論文は、(1)タイを初めとする途上国の法に関連する理論及び実務の両面に係る研究であるという意味で、広義のアジア法整備支援にかかわる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献しており、(2)主として比較法学的手法を用いており、(3)母語以外の言語（英語）を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提に議論を進めており、(4)問題設定が明確で設定した問題に対してそれなりの回答が出されており、(5)独自の研究といえ、(6)論理が堅固であると評することができる。

2 本論文の問題点

他方、本論文についても、いくつかの問題を指摘できる。

第一に、本論文の結論部分における提言は、上記のとおり具体的で明確であるが、他方、本論文が提案する見直しを行った後の制度が全体としてどのようなものになるのかが、必ずしも十分に示されていない。例えば、デザイン特許制度について、本論文が提言する、保護対象や審査制度の改正は、保護制度の他の面、例えば権利付与後の不服申立のあり方にも影響を与えると考

論文審査の結果の要旨

られるが、後者についての説明は見られない。制度改正の提言として、一層、包括的・体系的な視点からの検討をなされていれば、さらに視野の広い研究となったと思われる。

第二に、本論文の主張は具体的で明確であるが、提言の具体的適用に関し、想定事例を挙げて説明するなどの工夫がなされれば、一層説得力を増したと思われる。また、一部には、理由付けが弱い部分も見られる。例えば、応用美術の概念に関し、美的特徴の概念は主観的・恣意的判断をもたらすと批判しつつ、美的創作性の概念を推奨しており、前者についての懸念がなぜ後者に妥当しないのかについての説明をほしかったところである。

本論文については、以上のような問題点を指摘できるものの、それらは1で述べた積極的評価を覆すほどの実質性を有するものではない。

3 結論

以上の評価を踏まえ、審査委員会は、一致して、本論文が博士（比較法学）の学位を授与するにふさわしいものであると判断した。